



JTUC-aomori

No.397 2023年2月

れん とう 青森

発行 日本労働組合総連合会
青森県連合会(連合青森)
発行人 大澤祥宏 編集人 堤 史子
青森市本町3丁目3の11
青森県労働福祉会館内
TEL (017)735-0551
FAX (017)735-0553
URL <http://aomori.jtuc-rengo.jp/>
月1回発行 1部10円
(組合員の購読料は会費の中に含む)

『未来づくり春闘』 ～『人への投資』で賃金・物価・経済が安定的に上昇するステージへ～

連合青森2023春季生活闘争討論集会



連合青森は2月5日(日)13時30分から、県労働福祉会館にて「2023春季生活闘争討論集会」を開催し、オンラインを含む170名の組合員が参加した。

集会では「月例賃金の引上げ」にこだわる闘争を継続し、「底上げ」「底支え」「格差是正」を図り、とりわけ中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることを目指し、その成果を広く社会に波及させ、県内すべての働く者の賃上げ、労働条件の向上を勝ち取ろうと意思統一した。

あいさつに立った塩谷進会長は、青森市と東京の消費者物価指数が共に4%以上上昇していることに触れ「青森県は物価の低い県ではなくなった」と強調し、「実質賃金が減少し続け家計は苦しさを増している。更なる消費の抑制が続けば県内経済は悪循環に陥る恐れがある。この物価高に負けない賃上げを勝ち取ることで消費拡大、経済成長につなげていかなくてはならない」と決意を述べた。

次に連合総合政策推進局・労働条件局大久保暁子局長が「連合2023春季生活闘争方針」について提起し、「いま日本企業において非正規労働者の

割合は5人中2人になりつつあり、さらに企業が生み出した付加価値は人件費より配当金に多く回されている。生産年齢人口の減り幅が人口の減り幅より加速している現在、外国人雇用で不足分を賄うとしても、この低賃金で日本は働く場所として選ばれるのか」と強調し、「この傷んだ経済を転換させるには国際的に見劣りする賃金水準の改善、物価を上回る可処分所得が不可欠」と述べた。

続いて日本銀行青森支店武藤一郎支店長より「青森県内の経済・物価情勢」について解説がされた。「昨年12月時点で青森経済は持ち直し、個人消費は全体としては回復している。と現状判断をしたものの世界的な高インフレにより、家計に占める光熱費・食費などは増加



連合総合政策推進局・労働条件局大久保暁子局長



日本銀行青森支店 武藤一郎支店長

し、青森市の消費者物価指数（前年比）は全国を上回った。また県内賃上げに関してもこの消費者物価指数4.2%に追いついていない。日本銀行としても、経済の好循環を生み出すためには家計の実質所得の増加が必要と考え、物価上昇の下でカギとなるのは企業の賃上げスタンスと捉えている。今年が賃上げのターニングポイントになることを目指す」と語った。

集会後半に入り、山内裕幸会長代行が「連合青森2023春季生活闘争方針」について提起し、最後に「『くらしをまもり、未来をつくる。』を合言葉に一層の賃上げに全力で取り組み、ステージを変える」とした「闘争開始宣言」を採択し、団結ガンバローを三唱し、2023春季生活闘争勝利に向け闘いの火ぶたを切った。

**くらしをまもり、
未来をつくる。**

2023春季生活闘争



【賃上げ要求目標】

●率要求 6%程度

定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げを5%程度、格差是正分1%

●額要求 13,200円程度

①賃金カーブの算定が困難な場合

定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)
3,600円程度+賃上げ分7,200円程度+格差是正分2,400円程度

②賃金カーブの算定が可能な場合

定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)
+賃上げ分7,200円程度+格差是正分2,400円程度

額要求組立て

定期昇給相当分……………3,600円

賃上げ分……………7,200円

格差是正分……………2,400円

●初任給の要求目標

161,500円(18歳高卒初任給参考目標値)

●企業内最低賃金 1,150円以上

2023年2月行動予定 2月10日現在

- 2月11日(土・祝) 10時 県労働福祉会館
「2023青年・女性ファイトニングフォーラム」
- 2月13日(月) 13時 県労働福祉会館
「第1回メーデー実行委員会」
- 2月15日(水) 18時30分 県労働福祉会館
「要求・妥結報告に関する新様式説明会」
- 2月20日(月) 11時 さくら野青森店前
「連合の日」街頭行動
- 2月21日(火)～22日(水) 10時～18時
「全国一斉なんでも労働相談ダイヤル」
- 2月22日(水) 13時30分 県労働福祉会館
「第9回四役会議」
- 2月22日(水) 上記終了後 県労働福祉会館
「第2回戦術会議」
- 2月22日(水) 15時 県労働福祉会館
「2023年度第1回組織拡大委員会」
- 2月25日(土) 11時30分 さくら野青森店前
「緊急アクション全国キャラバン街頭行動」

2023年3月行動予定

- 3月2日(木) 11時 県労働福祉会館

- 「第1回政策委員会」
- 3月2日(木) 13時30分 県労働福祉会館
「第2回闘争委員会」
- 3月2日(木) 上記終了後 県労働福祉会館
「第16回執行委員会」
- 3月4日(土) 10時30分 県労働福祉会館
「2023春季生活闘争総決起集会」
- 3月4日(土) 12時 県労働福祉会館
「官公部門連絡会春闘勝利総決起集会」
- 3月4日(土) 14時 さくら野青森店前
「3.8国際女性デー」街頭行動
- 3月10日(金) 13時30分 ホテル青森
「2023春季生活闘争労使交渉懇談会」

各地協春季生活闘争関連集会日程

- ・2月10日(金) 下北地協春闘討論集会
- ・2月14日(火) 三八地協闘争開始宣言・決起集会
- ・2月15日(水) 津軽地協春闘討論集会
- ・3月3日(金) 西北五地協春闘討論・決起集会
- ・3月10日(金) 東青地協春闘総決起集会・
県議選勝利総決起集会

賃上げ率で6%、額で13,200円、雇用形態間格差是正などを要求！

県経営者協会に申入れ

連合青森は1月30日(月)、青森県経営者協会(七尾嘉信会長)に対し、「2023年春季労使交渉に関する申入れ」を行った。

この申入れは今春季生活闘争にあたり、全国最低水準に位置する本県の賃金や労働条件について、労使一体となり改善に向け取り組むことが若手労働者の県外流出や中央との格差是正、地場企業に持続的活力を与え、地域経済の発展に向け不可欠であるとして例年行われている。

要請内容は①「率で6%程度、額で13,200円程度」の賃上げ、②雇用形態間の格差是正、③男女間の賃金格差と生活関連手当支給基準の是正、④長時間労働是正など「すべての労働者の立場に立った働き方」の見直し、⑤法定最低賃金の改正の5項目にわたる。

連合青森塩谷進会長は「コロナ禍、円安、急激な物価高騰の三重苦で労働者の生活は非常にひっ迫している。この経済状況から抜け出し、自立的



県経営者協会・七尾嘉信会長
⑥に要請書を手渡す塩谷会長

回復軌道に前進させるため、何としても賃上げをはじめとする人への投資が必要。経営者側の判断・決断が今、求められている」と強調した。

これに対し県経営者協会七尾会長は「世の中全体で賃上げの動きが示されていることは確かだが、県内は中小企業が大半を占めており、最賃の上昇もあり人件費など収益が圧迫されている。一律の議論ではなく各企業においてどれだけのことができるかを労使間で議論していきたい」と述べた。

この申入れに対する見解は3月10日「労使交渉懇談会」で示される。

青森県の賃金水準、知っていますか？

地域ミニマム設定額とは、連合青森に加盟する組合員の賃金実態調査結果を基に設定した年齢別最低水準値です。これより低い賃金では働かない、働かせないことを地域に広め、賃金の底上げを図る連合青森の運動です。

連合青森2023ミニマム設定額			
年齢	月収額	年齢	月収額
20歳	180,000円	35歳	234,000円
25歳	198,000円	40歳	252,000円
30歳	216,000円	45歳	270,000円

秘密
厳守

なんでも労働相談ダイヤル

フリーダイヤル いこうよ れんどうに

0120-154-052

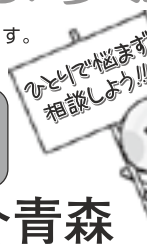
下回ったら法律違反!!

青森県の最低賃金は... **853円**



連合青森

青森市本町3丁目3-11(青森県労働福祉会館内)
【ミニマム額についてのお問い合わせ】☎017-735-0551



労働組合・連合
公式キャラクター
ゆにょにょにょ

時間外労働には労使間での「36(サブロク)協定」が必要です。～自分の時間、大切にしていますか？～

ジブン時間、大切にしていますか？



3月6日は36(サブロク)の日

法律で定められている労働時間は原則「1日8時間、週40時間以内」。

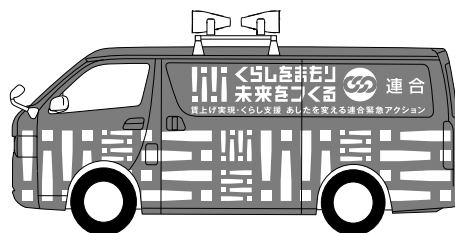
時間外労働には「36(サブロク)協定」が必要です。

2020年4月1日からは中小企業も含めた

すべての企業に時間外労働の上限規制が導入されました。

!! 暮らしをまもり 未来をつくる

賃上げ実現・暮らし支援 明日を変える連合緊急アクション



長期化するコロナ禍に急激な物価上昇が加わり、私たちの暮らしにさらなる影響を及ぼすなど現下の経済状況を鑑み、連合は賃上げの社会的波及、格差是正、生活困窮者支援に連合全体で取り組む社会的キャンペーンとして、全国キャラバンを展開している。

連合青森においても随時、下記のような取り組みを展開した。

第1弾

1月13日（金）、青森県に対し「生活困窮者支援に関する緊急要請」を行った。
要請内容は以下の通り。

- ①生活困窮者自立支援機関の体制強化
- ②住居を失った方等に対する家賃補助や住まいの現物サービス等の支援
- ③子どもの貧困対策としての経済・就労・生活等の包括的支援と相談体制の強化
- ④地域と連携したこども食堂等、子どもの居場所づくり



要請書を受け取った県健康福祉政策課・大水深治課長(右)

第2弾

1月17日（火）～21日（土）、全国キャラバンが青森県内を駆け巡り、**県内3市で街頭行動**を行った。

1/20(金) 青森市内での街頭行動



皆の思い・メッセージで埋め尽くされたラッピングカーのタスキ

連合青森は今次春季生活闘争において率6%程度・額13,200円程度とした賃上げを掲げ、労働者の生活を守り、同時に消費を増やし経済を回すとし、『2023春闘勝利』『働くことを軸とする安心社会』の実現に向け、皆でがんばりましょう。



「連合緊急アクション」特設サイト

連合青森ホームページ
<http://aomori.jtuc-rengo.jp/>



連合青森facebook

